

令和 6 年 7 月 28 日開催『こどもの権利について、みんなで話し合おう！の会』話し合いの結果

参加者 23 名（高校生、大学生、社会人 20 代～60 代）

3 グループに分かれて、守られている権利、守られていない権利、大事な権利について話し合った。

(1) グループワークの発表

A グループ

- ・ 28 条（教育を受ける権利）は、教育をうけることによってこれからの子どもたちの未来が
ひらかれていくではないかと感じた。
- ・ 守られていないもので、例えば、こどもの意見表明が大切だとしているが、意見の表明をする機会が
全員にあるということはなかなか難しく、なかなか追いついていない。

B グループ

- ・ 守られているのは意外にない。
- ・ 8 条（名前・国籍・家族関係が守られる権利）、7 条（名前・国籍をもつ権利）は法律で定まっ
ているので、守られやすい環境があるのでは？
- ・ 守られていないものは、情報の取り扱い、情報がそこまで知られるのは、便利でもあり、
知らなくてもいいことも知ってしまう。守られない方向に進んでいるのでは？
- ・ 2 条（差別の禁止）については、お金があるのは強い。いろんな立場によっては行われやすい。
条文に絶対に入りたい。
- ・ 13 条（表現の自由）や教育に絡むところは格差や差別につながるので、入れてほしい。
けど、一番大事なのは 2 条（差別の禁止）か？

C グループ

- ・ 同じ条文でも、とらえ方によっては守られていると思うものと守られていないと感じるものもある。
例えば 28 条（教育を受ける権利）について、不登校の子の受け皿が周知されてきたという点では守
られてきているという意見と、不登校というところで教育を受ける機会が守られていないという意見
もある。
- ・ 多かったのは、教育のほか、差別で、子ども扱いされていることや障害者として特別視しているとい
う点が守られていないと感じるという意見。

(2) 守られていると思う権利（複数回答のあった条文のみ掲載）

権利		理由
38 条	戦争からの保護	戦争
		他の国と比べると日本は平和だと思うから
		国によって戦争があったりするが、日本は戦争がなく、平和な国だと思うから
24 条	健康・医療への 権利	こどもは無償で病院で診てもらえる
		こども手当。医療費無料

(3) 守られていないと思う権利

権利		理由
2 条	差別の禁止	一番大切と思う
		大人になってからよりもこども時代の方が目に見える者での差別があったと感じるから
		こどもを特別扱いしている
		個人の意識
		実際に差別問題が起こっている
		差別をなくす難しさ
		お金持ちだと何をしてもお金を払えば許されると思っている人がいると思うから
		学歴の差、不登校の人など、問題が公の場に出てきづらい
12 条	意見を表す権利	社会に意見しにくい
		多人数の時は、意見表明の機会が少ない
		意見を表明することはできても適切な機会がないから
		まだまだこどもの思いを言い出せてない（家庭においても）
		意見を言う・伝える場は十分あるのでしょうか
17 条	適切な情報の入手	SNS を通して不適切な情報を入手できてしまうから
		情報が簡単に得られる。不適切な情報もあふれている
		情報過多。おぼれている状況
		情報過多、フェイク、AI
		子どもによって経済格差等で情報へのアクセスに格差がある
19 条	あらゆる暴力からの保護	こどもを特別扱いしている
		ニュースなどを見ると虐待などの問題をよく目にするから
		SNS でのいじめ問題が増えている
		小さい頃家庭内で叩かれたことがあったり、友人からそうした話を聞いたことがあるので
		虐待、不当な扱いが普通にある。大人が気づいていない
28 条	教育を受ける権利	家庭環境によって塾に行けない
		小～中学校は教育を受けられるが、家庭や障害が理由で十分に学ぶことが出来ない
		学びたくても家庭の事情で高校・大学行けない子どもがいる。
		不登校の問題、フリースクールの充実。教育を選択できるようになったらいいと思う。
		中央中の校則、ブラック校則ときいている・・・内容を聞くと先生本位
6 条	生きる権利・育つ権利	どんな時も生きる。自分、他人を傷つけない 心、体を
		小さいこどもが親によって大切にされずに亡くなってしまう事件をニュースで目にする

		ニュースを見ていると、生まれてすぐのこどもがなくなったりする出来事が実際にあるから
		自分らしさが出せない現代
34 条	性的搾取からの保護	昔から問題
		被害者は心と体を守らなければならない。加害者も再犯しないようにサポートを
		性的な事件がなくなる
		ニュースなど絶えない
23 条	障がいのあるこども	みんなに平等に生きていく
		障がい者は別扱いしている
		昔に比べれば進んでいるが、まだまだ一人ひとりを見ると不十分
33 条	麻薬・覚せい剤などからの保護	毎年、麻薬、覚せい剤の多くのニュースになっているので、守られていないと思う
		18 歳未満には売ってはならない
		自ら求めているのかわからないが、未だにここに関わる犯罪がある

(4) 大事だと思う権利

		理由
28 条	教育を受ける権利	教育が大事
		学校に行けるだけでなく、学べる機会の保障は大切
		子どもが豊かな人生を歩むには、勉強は必要だから
		特別な場合を除いて OK
		本来その年齢で体験、経験すべきことを
12 条	意見を表す権利	意見を言う機会が十分にあるか？大人も聴けているか？
		こどもの意見を聞いて
13 条	表現の自由	伝える力、知る力の養成は大事
		表現する場は多くある
23 条	障がいのあるこども	障がいを理由に社会参加できないことがあってはならないと思うので
		あらゆる子どもたちの権利は守られなければならない
24 条	健康・医療への権利	勉強するのも体力必要
		こどもの成長には必要不可欠